

平成 2 9 年 度

事 業 概 要

千葉県中央障害者相談センター
千葉県東葛飾障害者相談センター

目 次

I 障害者相談センターの概要

1 設 置 目 的	1
2 沿 革	1
3 施設の名称、所在地等	2
(1) 名称、所在地	2
(2) 所 管 区 域	2
(3) 組 織	3
(4) 業 務 分 掌	3
4 業 務 フ ロ ー 図	4

II 身体障害者相談関係

1 業 務 内 容	5
(1) 相 談 ・ 判 定	5
ア 所 内 相 談	5
イ 出 張 相 談	5
ウ 巡 回 相 談	5
エ 訪 問 相 談	5
(2) 聴覚及び言語障害者の相談	6
(3) 障害者相談援助事業	6
(4) 自立支援医療（更生医療）の審査	6
(5) 障 害 程 度 の 認 定 審 査	6
(6) 市町村職員研修会	6
2 業 務 取 扱 状 況	7
(1) 相 談 ・ 判 定 実 施 状 況	7
(2) 障 害 別 相 談 ・ 判 定 実 施 状 況	8
(3) 相 談 会 場 別 相 談 実 施 状 況	11
(4) 相 談 会 場 別 補 装 具 判 定 （ 交 付 ） 状 況	12
(5) 人 工 透 析 審 査 委 員 会 審 査 状 況	13
(6) 心 臓 機 能 障 害 更 生 医 療 審 査 状 況	13
(7) 免 疫 機 能 障 害 更 生 医 療 審 査 状 況	14
(8) 肝 臓 機 能 障 害 更 生 医 療 審 査 状 況	14
(9) じ ん 臓 ・ 免 疫 ・ 肝 臓 機 能 障 害 更 生 医 療 審 査 省 略 状 況	15
(10) 聴 能 言 語 訓 練 件 数	15
<参考> 身 体 障 害 者 （ 児 ） 手 帳 所 有 者 数	16

Ⅲ 知的障害者相談関係

1	業務内容	17
	(1) 相談・判定	17
	ア 所内相談	17
	イ 出張相談	17
	ウ 巡回相談	17
	エ 訪問相談	17
	(2) 障害者相談援助事業	17
	(3) 市町村職員研修会	17
2	業務取扱状況	18
	(1) 取扱人員	18
	(2) 相談実施状況	19
	(3) 相談会場別相談実施状況	20
	(4) 援護の実施者別相談実施状況	21
	(5) 判定実施状況	23
	(6) 判定書等交付件数	23
	(7) 療育手帳障害程度別交付・再判定状況	24
	(8) 療育手帳年度別判定状況	25
	(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況	26
	(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計	26
	(11) 住まいの場	27
	(12) 日中活動の場	29
	<参考> 療育手帳所有者数等	31

Ⅳ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例関係

1	障害のある人への差別や虐待に関する相談	32
	(1) 障害者差別相談事業	33
	(2) 地域相談員の委嘱	34

Ⅴ 参 考 資 料

1	人工透析審査委員会設置運営要綱	35
2	障害程度審査委員会設置要綱	36
3	補聴器適合精密判定実施要領	37
4	障害者相談援助事業実施要領	38
5	障害福祉研修会実施要領	39
	(別表) 障害福祉研修会幹事機関表、年間予定	40



I 障害者相談センターの概要



1 設置目的

中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センターは、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）の規定による身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町村を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

2 沿革

- | | |
|-------------|---|
| 昭和25年5月1日 | 千葉市吾妻町3-29の日本赤十字社千葉県支部内に、千葉県身体障害者更生相談所を設置。 |
| 昭和34年12月1日 | 千葉市加曾利町1536に千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。 |
| 昭和35年11月15日 | 同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を併設。 |
| 昭和47年8月7日 | 千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3の千葉県中央児童相談所内に移転。 |
| 昭和50年5月17日 | 機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。 |
| 昭和56年4月1日 | 千葉市誉田町1-45-2に千葉県千葉リハビリテーションセンター、(肢体不自由児施設、肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設、補装具製作施設)が新設され、同センター内に移転。 |
| 平成4年4月1日 | 千葉市が地方自治法による政令指定都市に移行。
区政施行により、所在地が千葉市緑区誉田町1-45-2に変更。 |
| 平成6年4月1日 | 千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の更生相談事務を千葉市に引継ぐ。 |
| 平成18年8月1日 | 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に、「東葛飾障害者相談センター」が設置され、「千葉県障害者相談センター」は、「中央障害者相談センター」に名称変更。 |
| 平成24年4月1日 | 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(障害者条例)の相談業務が県障害福祉課から移管される。 |
| 平成24年10月1日 | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に係る相談業務が加わる。 |

備考

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(平成10年9月28日法律第110号)抜粋

「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」(中略)に改める。(平成11年4月1日施行)

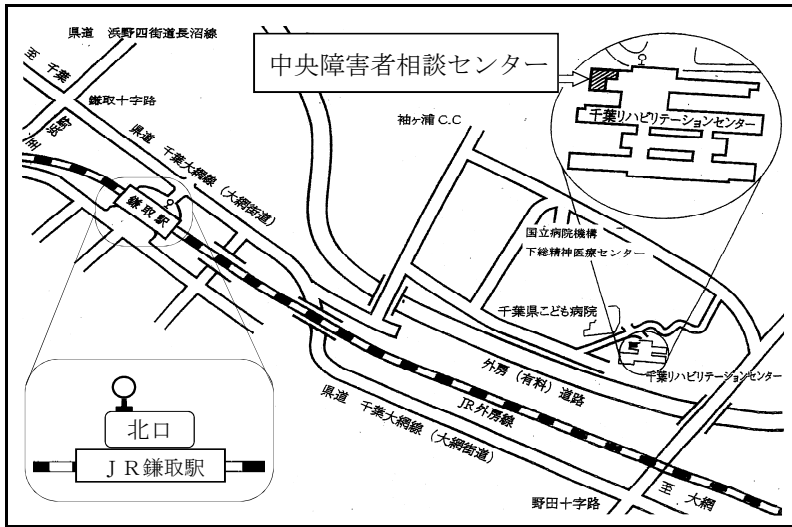
3 施設の名称、所在地等

(1) 名称、所在地

ア① 中央障害者相談センター（以下「中央」ということがある）

所在地：千葉市緑区誉田町1-45-2（千葉リハビリテーションセンター内）

電話：043-291-6872（代表）、FAX：043-291-8488



ア② 中央障害者相談センター船橋分室

（障害者条例及び一部の障害者虐待防止法に係る相談業務に限る）

所在地：船橋市本町1-3-1 フェイスビル7F

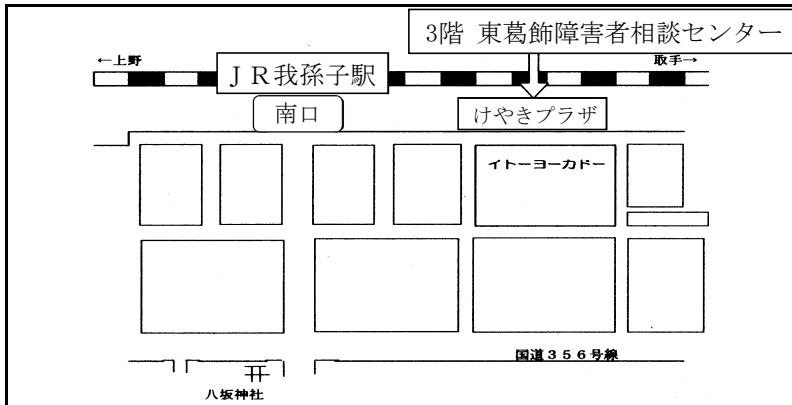
電話：047-424-0167

イ 東葛飾障害者相談センター（以下「東葛飾」ということがある）

所在地：我孫子市本町3-1-2（けやきプラザ内）

電話：04-7165-2422（代表）、FAX：04-7165-2423

（案内図）



(2) 所管区域

名称	所管区域	備考
中央	千葉市及び東葛飾障害者相談センターの所管区域を除く全区域	28市15町1村
東葛飾	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 栄町	8市1町

※障害者条例及び障害者虐待防止法（一部）に係る相談

名称	管轄圏域	市町村	相談電話番号
中央	千葉	千葉市	043-292-1317
中央船橋分室	船橋	船橋市	047-424-0167
東葛飾	柏	柏市 我孫子市	04-7179-1088

(3) 組織

平成29年4月1日

		中央障害者相談センター		東葛飾障害者相談センター	
		職員	嘱託(非常勤)	職員	嘱託(非常勤)
所長(事務)		1		1	
次長(事務)		1			
相談課	課長(事務)	(次長事務取扱)		1	
	身体障害者福祉司	2		2	
	知的障害者福祉司	2		1	
	事務職員	2	3		1
判定課	課長(心理)	1		1	
	心理判定員	2	3	2	
	理学療法士	1 (1)		2	
	言語聴覚士	1		(1)	
	医師		26		10
	看護師		1		1
計		13 (1)	33	10 (1)	12

※1 () 内は、兼務職員で外数。

2 東葛飾障害者相談センターには他に管理課が置かれている。

(4) 業務分掌

(相談課)

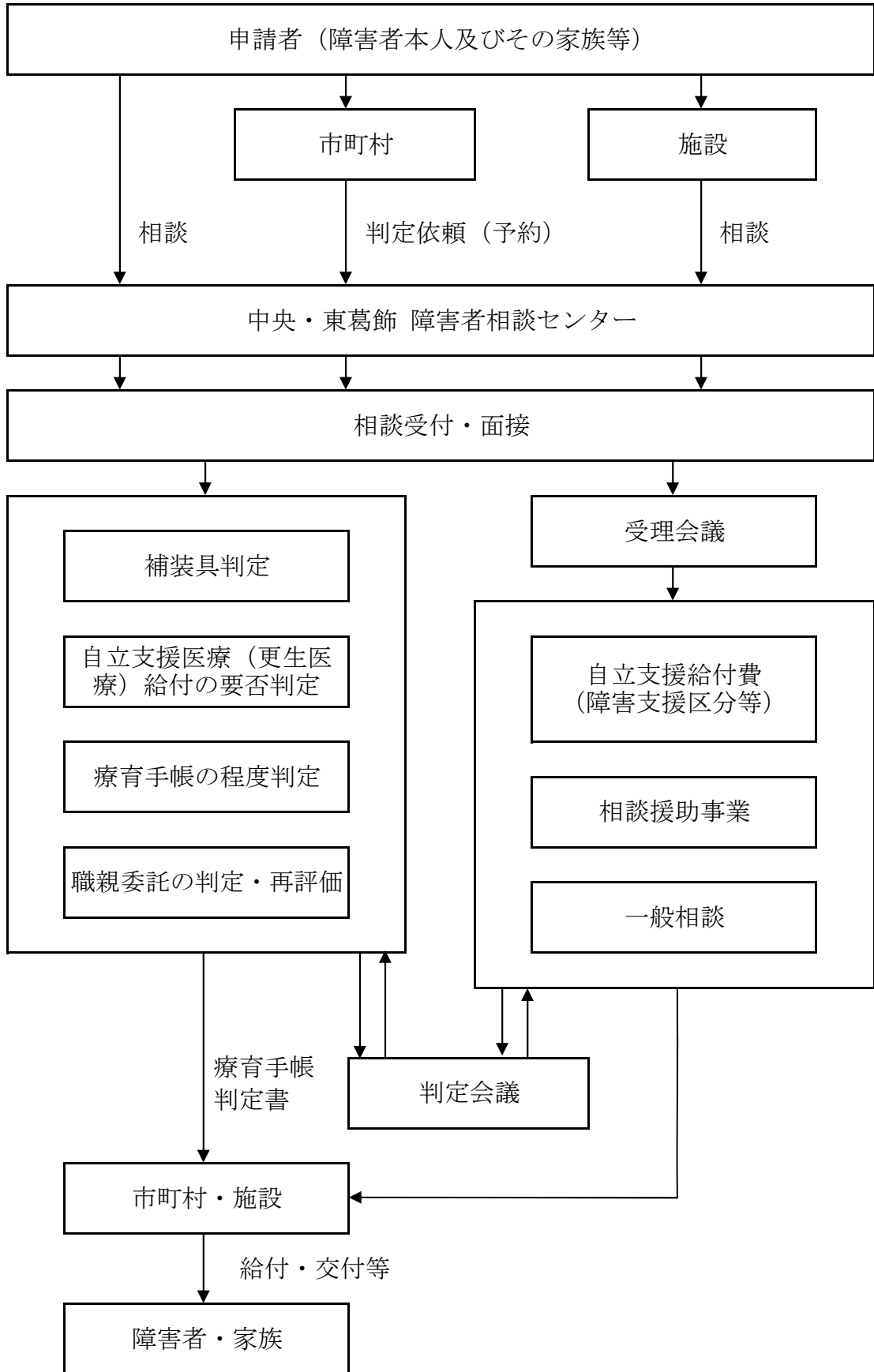
1. 補装具の処方及び適合等に関する相談業務
2. 自立支援医療（更生医療）の要否判定に関する事務
3. 療育手帳等に関する相談業務
4. 職親委託及び職業能力に関する相談業務
5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
6. 統計資料の作成及び調査・研究業務
7. 障害者条例の差別に対する相談業務
8. 障害者虐待防止法に係る相談業務

(判定課)

1. 身体障害者、知的障害者の心理学的判定及び職能的判定
2. 療育手帳の交付に係る心理学的判定及び手帳発行事務
3. 装具等の適否に係る身体機能的判定業務
4. 言語聴能に係る相談及び補聴器の装着訓練・指導業務
5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
6. 医学的判定業務
 - (1) 補装具の処方及び適合に関する医学的判定
 - (2) 療育手帳の交付に係る医学的判定
 - (3) 自立支援医療（更生医療）の要否に係る医学的判定
 - (4) 特別児童扶養手当の認定に係る診断

* 東葛飾障害者相談センター管理課の分掌事務は、更生相談所関連事務以外のため本表から除く。

4 業務フロー図





Ⅱ 身体障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、療育手帳の医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(平成29年4月1日)

		中央障害者相談センター			東葛飾障害者相談センター		
障害 区分別 相談日	肢 体	毎月 第1	水曜日	午後	毎月 第1、第3、第4	金曜日	午後
		毎月 第1、第3	金曜日	午後	毎月 第3	水曜日	午後
	視 覚	毎月 第2	水曜日	午後	(中央と合同)		
	聴 覚	毎月 第1、第3	金曜日	午前	毎月 第1	火曜日、水曜日	午前
毎月 第2		水曜日	午前	毎月 第2	水曜日	午前	
毎月 第3		水曜日	午前	毎月 第3	水曜日	午前	
耳 鼻	毎月 第1	木曜日	午後	毎月 第1	火曜日	午前	

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(平成29年4月1日)

	会場名	所在地	施設名	相談日	時間
中央	船橋	船橋市湊町 2-10-25	船橋市役所 又は 船橋市立リハビリテーション病院	第4	木曜日 午後
	成田	成田市飯田町 90-1	成田赤十字病院	第2	火曜日 午後
	匝瑳	匝瑳市飯倉 21	九十九里ホーム病院	第2	木曜日 午前
	市原	市原市五井 5375	市原市福祉会館	第2	月曜日 午後
	茂原	茂原市茂原 1102-1	長生健康福祉センター	第3	木曜日 午後
	木更津	木更津市潮見 2-9	木更津市民総合福祉会館	第4	水曜日 午後
	館山	館山市北条 2198-3	伊賀整形外科クリニック	第1	火曜日 午後
東葛飾	松戸	松戸市上本郷 4005	国保松戸市立病院	第4	火曜日 午後

※相談日及び会場は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害を有する方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復並びに増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

(対象者)

- | | |
|------------|------------|
| ア. 言語発達遅滞 | オ. 失語症 |
| イ. 聴覚障害 | カ. 麻痺性構音障害 |
| ウ. 吃音 | キ. 口蓋裂 |
| エ. 機能的構音障害 | ク. 脳性マヒ |

(相談日時)

毎週月曜日から金曜日まで(予約制)

時間は、午前9時から午後5時まで

(3) 障害者相談援助事業

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療(更生医療)の審査

自立支援医療(更生医療)の可否意見書について、専門医を委嘱して審査を行っています。なお、腎臓機能障害者に対する人工透析の可否を審査するため、人工透析審査委員会を設置し、適用開始日、給付内容等について審査を行っています。

(5) 障害程度の認定審査

身体障害者手帳の交付申請にあたり、障害程度の認定に適正を期するため、特に、専門的な知識及び技術を必要とする事項について、障害程度審査委員会を設置し、審査を行っています。

(6) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況（平成28年度実績）

(1) 相談・判定実施状況

区分	取扱 実人員	相談内容						判定内容					判定書 交付 件数		
		自立支 援医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計	医学判定			職能 判定		計	
									自立支 援医療	補装具	施設 入所				
所内	中央	2,217	1,702	705	0	0	218	2,625	1,701	681	0	0	0	2,382	2,065
	東葛飾	952	583	717	0	0	289	1,589	583	704	0	0	0	1,287	925
	計	3,169	2,285	1,422	0	0	507	4,214	2,284	1,385	0	0	0	3,669	2,990
出張	中央	780	0	1,184	0	0	0	1,184	0	1,143	0	0	0	1,143	559
	東葛飾	88	0	165	0	0	0	165	0	159	0	0	0	159	82
	計	868	0	1,349	0	0	0	1,349	0	1,302	0	0	0	1,302	641
巡回	中央	152	0	0	0	0	152	152	0	0	0	0	0	0	0
	東葛飾	19	0	12	0	0	108	120	0	10	0	0	0	10	5
	計	171	0	12	0	0	260	272	0	10	0	0	0	10	5
訪問	中央	28	0	36	0	0	0	36	0	34	0	0	0	34	25
	東葛飾	34	0	42	0	0	0	42	0	38	0	0	0	38	30
	計	62	0	78	0	0	0	78	0	72	0	0	0	72	55
中央計	3,177	1,702	1,925	0	0	370	3,997	1,701	1,858	0	0	0	3,559	2,649	
東葛飾計	1,093	583	936	0	0	397	1,916	583	911	0	0	0	1,494	1,042	
両所計	4,270	2,285	2,861	0	0	767	5,913	2,284	2,769	0	0	0	5,053	3,691	

(2)ア 障害別相談・判定実施状況（中央障害者相談センター取扱）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況									取扱区分	取扱 実 人員	判定の状況								
			自立 支援 医療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他	合 計			自立支 援医療	補装具				合 計			
															交付		修理			適 合		
															要	否	要	否				
視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	所内	128	1	244	0	0	0	0	0	218	463	聴覚	所内	128	1	0	92	0	0	0	131	224
	出張	274	0	593	0	0	0	0	0	0	593		出張	274	0	0	239	0	0	0	326	565
	巡回	152	0	0	0	0	0	0	0	152	152		巡回	152	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1		訪問	1	0	0	1	0	0	0	0	1
	計	555	1	838	0	0	0	0	0	370	1,209		計	555	1	0	332	0	0	0	457	790
音声・言語・そしやく	所内	15	15	0	0	0	0	0	0	0	15	音声・言語・そしやく	所内	15	14	0	0	0	0	0	0	14
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	15	15	0	0	0	0	0	0	0	15		計	15	14	0	0	0	0	0	0	14
肢体	所内	396	8	461	0	0	0	0	0	0	469	肢体	所内	396	8	0	267	0	10	0	181	466
	出張	506	0	591	0	0	0	0	0	0	591		出張	506	0	0	308	0	13	0	257	578
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	27	0	35	0	0	0	0	0	0	35		訪問	27	0	0	24	0	0	0	9	33
	計	929	8	1,087	0	0	0	0	0	0	1,095		計	929	8	0	599	0	23	0	447	1,077
内部	所内	1,678	1,678	0	0	0	0	0	0	0	1,678	内部	所内	1,678	1,678	0	0	0	0	0	0	1,678
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1,678	1,678	0	0	0	0	0	0	0	1,678		計	1,678	1,678	0	0	0	0	0	0	1,678
総計	3,177	1,702	1,925	0	0	0	0	0	370	3,997	総計	3,177	1,701	0	931	0	23	0	904	3,559		
総計の内訳	所内	2,217	1,702	705	0	0	0	0	218	2,625	総計の内訳	所内	2,217	1,701	0	359	0	10	0	312	2,382	
	出張	780	0	1,184	0	0	0	0	0	1,184		出張	780	0	0	547	0	13	0	583	1,143	
	巡回	152	0	0	0	0	0	0	152	152		巡回	152	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	28	0	36	0	0	0	0	0	36		28	訪問	28	0	0	25	0	0	0	9	34

(2)イ 障害別相談・判定実施状況（東葛飾障害者相談センター取扱）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況									障害区分	取扱 実 人員	判定の状況							合 計	
			自立 支 援 医 療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他	合 計			自立支 援医療	補装具				合 計			
															交付		修理			適 合		
															要	否	要	否				
視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	所内	159	1	286	0	0	0	0	0	289	576	140	1	0	142	0	0	0	139	282		
	出張	29	0	57	0	0	0	0	0	0	57	27	0	0	28	0	0	0	27	55		
	巡回	19	0	12	0	0	0	0	0	108	120	5	0	0	5	0	0	0	5	10		
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	207	1	355	0	0	0	0	0	397	753	172	1	0	175	0	0	0	171	347		
音声・言語・そしゃく	所内	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	0	0	0	0	0	0	6		
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	0	0	0	0	0	0	6		
肢体	所内	213	2	431	0	0	0	0	0	0	433	205	2	0	184	0	19	0	220	425		
	出張	59	0	108	0	0	0	0	0	0	108	55	0	0	54	0	1	0	49	104		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	訪問	34	0	42	0	0	0	0	0	0	42	30	0	0	29	0	1	0	8	38		
	計	306	2	581	0	0	0	0	0	0	583	290	2	0	267	0	21	0	277	567		
内部	所内	574	574	0	0	0	0	0	0	0	574	574	574	0	0	0	0	0	0	574		
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	574	574	0	0	0	0	0	0	0	574	574	574	0	0	0	0	0	0	574		
総計	1,093	583	936	0	0	0	0	0	397	1,916	1,042	583	0	442	0	21	0	448	1,494			
総計の内訳	所内	952	583	717	0	0	0	0	0	289	1,589	925	583	0	326	0	19	0	359	1,287		
	出張	88	0	165	0	0	0	0	0	0	165	82	0	0	82	0	1	0	76	159		
	巡回	19	0	12	0	0	0	0	0	108	120	5	0	0	5	0	0	0	5	10		
	訪問	34	0	42	0	0	0	0	0	0	42	30	0	0	29	0	1	0	8	38		

(2)ウ 障害別相談・判定実施状況（中央、東葛飾合計）

障害区分	取扱区分	取扱人員	相談の状況									障害区分	取扱人員	判定の状況								
			自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	身障手帳	医療	その他	合計			自立支援医療		補装具				合計		
														要	否	交付		修理			適合	
																要	否	要	否			
視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	所内	287	2	530	0	0	0	0	0	507	1,039	268	2	0	234	0	0	0	0	270	506	
	出張	303	0	650	0	0	0	0	0	0	650	301	0	0	267	0	0	0	0	353	620	
	巡回	171	0	12	0	0	0	0	0	260	272	157	0	0	5	0	0	0	0	5	10	
	訪問	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	計	762	2	1,193	0	0	0	0	0	767	1,962	727	2	0	507	0	0	0	0	628	1,137	
音声・言語・そしゃく	所内	21	21	0	0	0	0	0	0	0	21	21	20	0	0	0	0	0	0	0	20	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	21	21	0	0	0	0	0	0	0	21	21	20	0	0	0	0	0	0	0	20	
肢体	所内	609	10	892	0	0	0	0	0	0	902	601	10	0	451	0	29	0	0	401	891	
	出張	565	0	699	0	0	0	0	0	0	699	561	0	0	362	0	14	0	0	306	682	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	61	0	77	0	0	0	0	0	0	77	57	0	0	53	0	1	0	0	17	71	
	計	1,235	10	1,668	0	0	0	0	0	0	1,678	1,219	10	0	866	0	44	0	0	724	1,644	
内部	所内	2,252	2,252	0	0	0	0	0	0	0	2,252	2,252	2,252	0	0	0	0	0	0	0	2,252	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2,252	2,252	0	0	0	0	0	0	0	2,252	2,252	2,252	0	0	0	0	0	0	0	2,252	
総計	4,270	2,285	2,861	0	0	0	0	0	0	767	5,913	4,219	2,284	0	1,373	0	44	0	1,352	5,053		
総計の内訳	所内	3,169	2,285	1,422	0	0	0	0	0	507	4,214	3,142	2,284	0	685	0	29	0	0	671	3,669	
	出張	868	0	1,349	0	0	0	0	0	0	1,349	862	0	0	629	0	14	0	0	659	1,302	
	巡回	171	0	12	0	0	0	0	0	260	272	157	0	0	5	0	0	0	0	5	10	
	訪問	62	0	78	0	0	0	0	0	0	78	58	0	0	54	0	1	0	0	17	72	

(3) 相談会場別相談実施状況

管轄	会場区分	取扱人員	障害区分					相談内容別件数									
			視覚	聴覚	音声・言語・	肢体	内部	合計	自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	手帳	医療	その他	計
中央	所内（来所）相談	496	0	462	0	442	0	904	0	686	0	0	0	0	0	218	904
	成田 出張相談	155	0	131	0	103	0	234	0	234	0	0	0	0	0	0	234
	匝瑳 出張相談	54	0	47	0	40	0	87	0	87	0	0	0	0	0	0	87
	市原 出張相談	104	0	70	0	81	0	151	0	151	0	0	0	0	0	0	151
	館山 出張相談	66	0	54	0	50	0	104	0	104	0	0	0	0	0	0	104
	茂原 出張相談	73	0	53	0	62	0	115	0	115	0	0	0	0	0	0	115
	木更津 出張相談	113	0	89	0	88	0	177	0	177	0	0	0	0	0	0	177
	船橋 出張相談	215	0	149	0	167	0	316	0	316	0	0	0	0	0	0	316
	出張相談計	780	0	593	0	591	0	1,184	0	1,184	0	0	0	0	0	0	1,184
	巡回相談	152	0	152	0	0	0	152	0	0	0	0	0	0	0	152	152
	訪問相談	28	0	1	0	35	0	36	0	36	0	0	0	0	0	0	36
	所内（書類）相談	1,721	0	1	15	27	1,678	1,721	1,702	19	0	0	0	0	0	0	1,721
	計（中央）	3,177	0	1,209	15	1,095	1,678	3,997	1,702	1,925	0	0	0	0	0	370	3,997
東葛飾	所内（来所）相談	366	0	575	0	417	0	992	0	703	0	0	0	0	289	992	
	松戸 出張相談	88	0	57	0	108	0	165	0	165	0	0	0	0	0	165	
	巡回相談	19	0	120	0	0	0	120	0	12	0	0	0	0	108	120	
	訪問相談	34	0	0	0	42	0	42	0	42	0	0	0	0	0	42	
	所内（書類）相談	586	0	1	6	16	574	597	583	14	0	0	0	0	0	597	
	計（東葛飾）	1,093	0	753	6	583	574	1,916	583	936	0	0	0	0	397	1,916	
両所計	所内（来所）相談	862	0	1,037	0	859	0	1,896	0	1,389	0	0	0	0	507	1,896	
	出張相談	799	0	713	0	591	0	1,349	0	1,196	0	0	0	0	108	1,349	
	巡回相談	171	0	272	0	0	0	272	0	12	0	0	0	0	260	272	
	訪問相談	62	0	1	0	77	0	78	0	78	0	0	0	0	0	78	
	所内（書類）相談	2,307	0	2	21	43	2,252	2,318	2,285	33	0	0	0	0	0	2,318	
	総計	4,201	0	2,025	21	1,570	2,252	5,868	2,285	2,708	0	0	0	0	875	5,868	

(4) 相談会場別補装具判定（交付）状況

管轄	会場区分	補聴器			義肢		装具			車椅子	電動車椅子	座位保持装置	重度障害者用 意思伝達装置	その他	小計	適合判定	計	(管轄外)
		高度難聴用	重度難聴用	その他	上肢	下肢	上肢	体幹	下肢									
中央	所内（来所）相談	54	33	5	7	64	3	1	102	38	23	20	0	0	350	312	662	0
	成田 出張相談	49	6	0	2	23	0	0	28	2	0	0	0	0	110	117	227	0
	匝瑳 出張相談	14	3	0	0	7	0	1	10	3	0	0	0	0	38	45	83	0
	市原 出張相談	29	2	0	1	11	0	0	32	2	1	1	0	0	79	69	148	0
	館山 出張相談	16	5	1	0	3	0	0	20	0	0	0	0	0	45	55	100	0
	茂原 出張相談	20	1	0	0	3	0	0	24	1	0	0	0	0	49	62	111	0
	木更津 出張相談	27	2	0	0	8	0	0	25	12	0	4	0	0	78	88	166	0
	船橋 出張相談	52	12	0	0	26	0	0	55	7	1	6	0	2	161	147	308	0
	出張相談計	207	31	1	3	81	0	1	194	27	2	11	0	2	560	583	1,143	0
	巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問相談	1	0	0	0	0	1	0	0	7	3	5	8	0	25	9	34	0
	所内（書類）相談	0	0	0	0	0	0	0	1	4	8	5	1	0	19	0	19	0
	計（中央）	262	64	6	10	145	4	2	297	76	36	41	9	2	954	904	1,858	0
東葛飾	所内（来所）相談	104	35	3	2	61	0	0	89	29	8	11	0	0	342	348	690	0
	松戸 出張相談	20	7	1	0	3	0	0	50	2	0	0	0	0	83	76	159	0
	巡回相談	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	10	0	
	訪問相談	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	14	6	0	30	8	38	0
	所内（書類）相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3	11	14	0
	計（東葛飾）	129	42	4	2	64	0	0	139	40	11	25	7	0	463	448	911	0
両所計	所内（来所）相談	158	68	8	9	125	3	1	191	67	31	31	0	0	692	660	1,352	0
	出張相談	227	38	2	3	84	0	1	244	29	2	11	0	2	643	659	1,302	0
	巡回相談	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	10	0	
	訪問相談	1	0	0	0	0	1	0	0	15	5	19	14	0	55	17	72	0
	所内（書類）相談	0	0	0	0	0	0	0	1	5	9	5	2	0	22	11	33	0
	総計	391	106	10	12	209	4	2	436	116	47	66	16	2	1,417	1,352	2,769	0

(5) 人工透析審査委員会審査状況

		審査件数			
		総計	新規	継続	変更
平成24年度	中央	1,400	231	354	815
	東葛飾	384	69	112	203
	計	1,784	300	466	1018
平成25年度	中央	1,389	258	312	819
	東葛飾	411	69	128	214
	計	1,800	327	440	1033
平成26年度	中央	1,469	259	316	894
	東葛飾	528	60	199	269
	計	1,997	319	515	1163
平成27年度	中央	1,594	343	318	933
	東葛飾	545	127	139	279
	計	2,139	470	457	1212
平成28年度	中央	1,328	492	244	592
	東葛飾	441	133	133	175
	計	1,769	625	377	767

(6) 心臓機能障害更生医療審査状況

		総計	新規	変更	内訳				
					バイパス術	ペースメーカー	弁置換	開心根治術	その他
平成24年度	中央	33	33	0	2	12	6	0	13
	東葛飾	6	6	0	1	0	1	0	4
	計	39	39	0	3	12	7	0	17
平成25年度	中央	37	37	0	7	14	7	0	9
	東葛飾	7	7	0	1	3	1	0	2
	計	44	44	0	8	17	8	0	11
平成26年度	中央	39	39	0	5	17	11	0	6
	東葛飾	15	14	1	0	4	7	0	4
	計	54	53	1	5	21	18	0	10
平成27年度	中央	32	32	0	4	12	7	0	9
	東葛飾	4	4	0	0	0	1	0	3
	計	36	36	0	4	12	8	0	12
平成28年度	中央	37	37	0	3	8	6	0	20
	東葛飾	1	1	0	0	1	0	0	0
	計	38	38	0	3	9	6	0	20

(7) 免疫機能障害更生医療審査状況

		審 査 件 数			
		総 計	新 規	継 続	変 更
平成24年度	中央	250	69	137	44
	東葛飾	77	26	40	11
	計	327	95	177	55
平成25年度	中央	248	90	115	43
	東葛飾	88	27	41	20
	計	336	117	156	63
平成26年度	中央	288	70	184	34
	東葛飾	118	29	70	19
	計	406	99	254	53
平成27年度	中央	294	89	166	39
	東葛飾	100	38	42	20
	計	394	127	208	59
平成28年度	中央	274	81	164	29
	東葛飾	124	52	61	11
	計	398	133	225	40

(8) 肝臓機能障害更生医療審査状況

		審 査 件 数			
		総 計	新 規	継 続	変 更
平成24年度	中央	22	5	15	2
	東葛飾	4	1	2	1
	計	26	6	17	3
平成25年度	中央	32	8	9	15
	東葛飾	6	1	2	3
	計	38	9	11	18
平成26年度	中央	24	8	7	9
	東葛飾	6	2	1	3
	計	30	10	8	12
平成27年度	中央	24	4	17	3
	東葛飾	5	2	1	2
	計	29	6	18	5
平成28年度	中央	20	4	9	7
	東葛飾	8	1	2	5
	計	28	5	11	12

(9) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況

		審査省略件数			
		総計	じん臓	免疫	肝臓
平成24年度	中央	915	597	307	11
	東葛飾	375	239	130	6
	計	1,290	836	437	17
平成25年度	中央	1,297	898	385	14
	東葛飾	396	265	125	6
	計	1,693	1,163	510	20
平成26年度	中央	1,298	883	399	16
	東葛飾	368	217	144	7
	計	1,666	1,100	543	23
平成27年度	中央	1,474	1,043	412	19
	東葛飾	524	331	185	8
	計	1,998	1,374	597	27
平成28年度	中央	2,288	1,805	455	28
	東葛飾	655	456	188	11
	計	2,943	2,261	643	39

※千葉県では平成23年11月から、支給決定事務の簡素化と迅速化を目的として、じん臓、免疫、肝臓機能障害のうち、医療内容に変更を伴わない通院継続分については、更生相談所の判定を省略して差し支えないこととした。

(10) 聴能言語訓練件数

	聴覚障害	失語症	麻痺性構音障害	言語発達遅滞	機能的構音障害	口蓋裂	吃音	音声障害	脳性マヒ	その他	合計
中央	356	0	0	11	0	0	0	0	0	3	370
東葛飾	285	0	0	0	0	0	4	0	0	0	289
合計	641	0	0	11	0	0	4	0	0	3	659

<参考>

身体障害者（児）手帳所有者数（障害程度別）

区 分	重 度		中 度		軽 度		計
	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	
18歳以上	74,453		57,872		14,706		147,031
	52,017	22,436	21,948	35,924	7,173	7,533	
18歳未満	2,156		712		318		3,186
	1,719	437	446	266	112	206	
計	76,609		58,584		15,024		150,217
	53,736	22,873	22,394	36,190	7,285	7,739	

身体障害者（児）手帳所有者数（障害種類別）

区 分	視 覚	聴 覚 平 衡	音 声 言 語	肢 体 不 自 由	心 臓	じ ん 臓	呼 吸 器	ぼうこう直腸	小 腸	免 疫	肝 臓	計
18歳以上	9,171	10,072	2,125	77,132	25,026	12,812	1,976	7,342	127	1,059	189	147,031
18歳未満	93	481	22	1,963	359	24	74	92	7	0	71	3,186
計	9,264	10,553	2,147	79,095	25,385	12,836	2,050	7,434	134	1,059	260	150,217

各表の数値は所管区域のもの（千葉市を含まない）

引用データ：身体障害者手帳所持者数 平成28年度（H29年3月31日現在）

引用元：千葉県ホームページ（健康福祉部障害者福祉推進課）

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/techou/toukei.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 障害者(児) > 障害者手帳
> 市町村ごとの障害者手帳所持者数



Ⅲ 知的障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、療育手帳の医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(平成29年4月1日)

	中央障害者相談センター	東葛飾障害者相談センター
相談日	第1、第2、第3	木曜日 午後
	第4	水曜日 午後
	第3	火曜日 午後
	第4	月曜日 午後
		第2、第4
		木曜日 午後
		第4
		月曜日 午後
		不定期の月曜日 (月1回)

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(平成29年4月1日)

	会場名	所在地	施設名	相談日
中央	市川	市川市国府台2-3-1	国府台病院	第3金曜日 午後
	船橋	船橋市湊町2-10-25	船橋市役所	第1金曜日 午後
	旭	旭市イの1326	国保旭中央病院	第1木曜日 午後
	東金	東金市家徳38	浅井病院	第2金曜日 午後
	夷隅	夷隅郡大多喜町上原786	大多喜病院	第4金曜日 午前 (偶数月のみ)
	木更津	木更津市岩根2-3-1	木更津病院	不定期 午後
	館山	館山市館山183	田村病院	第4火曜日 午後
	匝瑳	匝瑳市八日市場ホ3292	藤田病院	第3月曜日 午後
東葛飾	柏	—	—	(休止中)

※相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 障害者相談援助事業

知的障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

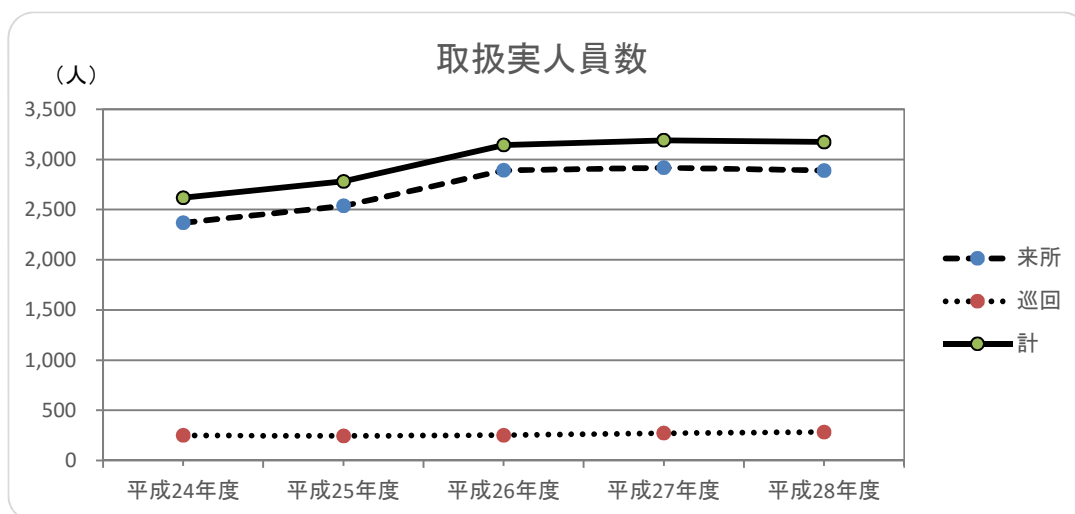
(3) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況

(1) 取扱実人員

	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中央	来所	1,560	1,695	2,025	1,944	1,965
	巡回	243	236	243	267	277
	計	1,803	1,931	2,268	2,211	2,242
東葛飾	来所	809	842	866	973	924
	巡回	7	9	9	5	7
	計	816	851	875	978	931
合計	来所	2,369	2,537	2,891	2,917	2,889
	巡回	250	245	252	272	284
	計	2,619	2,782	3,143	3,189	3,173



(2) 相談実施状況 (延件数)

	区分	相談内容								
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
中央	来所	75	0	96	42	469	6	1,953	111	2,752
	巡回	52	0	35	23	208	0	276	34	628
	計	127	0	131	65	677	6	2,229	145	3,380
東葛飾	来所	0	0	1	0	10	0	1,006	57	1,074
	巡回	0	0	0	0	0	0	7	0	7
	計	0	0	1	0	10	0	1,013	57	1,081
合計	来所	75	0	97	42	479	6	2,959	168	3,826
	巡回	52	0	35	23	208	0	283	34	635
	計	127	0	132	65	687	6	3,242	202	4,461

相談内容「その他」の主な内訳

	区分	特別児童 扶養手当	職親委託 再評価	障害程度 区分	強度行動 障害	相談援助 事業	その他	計
中央	来所	57	0	0	0	0	54	111
	巡回	5	1	0	0	0	28	34
	計	62	1	0	0	0	82	145
東葛飾	来所	31	0	0	0	21	5	57
	巡回	0	0	0	0	0	0	0
	計	31	0	0	0	21	5	57
合計	来所	88	0	0	0	21	59	168
	巡回	5	1	0	0	0	28	34
	計	93	1	0	0	21	87	202

(3) 相談会場別相談実施状況

相談区分		取扱 実人員	相談内容									
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
所 内 相 談	中 央	来 所	605	75	0	96	42	469	6	593	111	1,392
		書 類	1,360	0	0	0	0	0	0	1,360	0	1,360
		小 計	1,965	75	0	96	42	469	6	1,953	111	2,752
	東 葛 飾	来 所	376	0	0	1	0	10	0	458	57	526
		書 類	548	0	0	0	0	0	0	548	0	548
		小 計	924	0	0	1	0	10	0	1,006	57	1,074
	合 計	来 所	981	75	0	97	42	479	6	1,051	168	1,918
		書 類	1,908	0	0	0	0	0	0	1,908	0	1,908
		合 計	2,889	75	0	97	42	479	6	2,959	168	3,826
出 張 相 談	中 央	船橋出張相談所	34	9	0	2	6	23	0	34	1	75
		旭出張相談所	27	2	0	7	1	23	0	27	4	64
		夷隅出張相談所	21	9	0	4	2	19	0	21	0	55
		東金出張相談所	21	12	0	3	2	16	0	21	1	55
		匝瑳出張相談所	25	2	0	0	0	20	0	25	3	50
		館山出張相談所	33	8	0	6	1	25	0	33	5	78
		市川出張相談所	18	1	0	3	2	15	0	18	2	41
		木更津出張相談所	28	0	0	5	1	18	0	28	7	59
	小 計	207	43	0	30	15	159	0	207	23	477	
	東 葛 飾	柏出張会場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計		207	43	0	30	15	159	0	207	23	477
	訪 問 相 談	中 央	巡 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 庭			1	0	0	0	0	1	0	1	0	2
病 院			2	0	0	0	0	0	0	2	1	3
施 設			3	0	0	0	0	2	0	3	0	5
職 親 宅			0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
そ の 他			63	9	0	5	8	46	0	63	9	140
小 計			69	9	0	5	8	49	0	69	11	151
東 葛 飾		巡 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家 庭	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		施 設	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		職 親 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		小 計	7	0	0	0	0	0	0	7	0	7
合 計		76	9	0	5	8	49	0	76	11	158	
合 計		3,172	127	0	132	65	687	6	3,242	202	4,461	

(4) 援護の実施者別相談実施状況

援護の実施者	取扱 実人数	来所・巡回別			相談内容										合計						
		来所		巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	その他					小計				
		面接	書類									計	特児	相談 援助		職 再評価		強行	障害程 度区分	その他	
銚子市	49	0	38	38	11	49	1	0	3	1	10	0	0	0	0	0	0	0	1	2	66
市川市	189	35	120	155	34	188	7	0	6	8	52	0	0	0	0	0	0	0	8	14	275
船橋市	295	81	177	258	37	294	18	0	15	9	89	0	0	0	0	0	0	0	5	11	436
館山市	38	1	25	26	12	38	4	0	4	0	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	55
木更津市	90	11	50	61	29	89	3	0	6	5	29	1	2	0	0	0	0	0	8	10	143
茂原市	61	21	40	61	0	61	4	0	3	2	15	0	0	0	0	0	0	0	5	5	90
成田市	72	39	33	72	0	71	4	0	5	4	34	0	5	0	0	0	0	0	2	7	125
佐倉市	118	45	72	117	1	118	7	0	2	5	35	0	1	0	0	0	0	0	5	6	173
東金市	54	16	33	49	5	53	7	0	1	3	12	1	2	0	0	0	0	0	2	4	81
旭市	44	0	28	28	16	44	0	0	2	1	14	0	1	0	0	0	0	0	1	2	63
習志野市	108	42	66	108	0	107	4	0	8	2	34	1	4	0	0	0	0	0	5	9	165
勝浦市	12	3	5	8	4	12	2	0	1	1	5	1	1	0	0	0	0	0	0	1	23
市原市	191	66	124	190	1	190	8	0	11	4	52	1	6	0	0	0	0	0	7	13	279
八千代市	83	43	40	83	0	83	6	0	9	3	29	1	1	0	0	0	0	0	2	3	134
鴨川市	17	0	10	10	7	17	1	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	2	26
君津市	67	16	34	50	17	66	0	0	4	1	25	0	2	0	0	0	0	0	5	7	103
富津市	37	6	20	26	11	36	1	0	2	0	14	0	1	0	0	0	0	0	0	2	55
浦安市	78	26	48	74	4	77	3	0	7	3	22	0	1	0	0	0	0	0	3	4	116
四街道市	54	17	33	50	4	53	1	0	3	0	15	0	2	0	0	0	0	0	0	2	74
袖ヶ浦市	42	12	27	39	3	42	1	0	5	2	13	0	0	0	0	0	0	0	3	3	66
八街市	77	28	48	76	1	77	5	0	3	1	22	0	9	0	0	0	0	0	3	12	120
富里市	55	15	39	54	1	54	3	0	3	1	9	0	1	0	0	0	0	0	3	4	74
南房総市	39	2	23	25	14	39	3	0	1	1	15	0	2	0	0	0	0	0	1	3	62
匝瑳市	30	3	19	22	8	30	2	0	1	1	10	0	0	0	0	0	0	0	1	1	45
香取市	65	4	51	55	10	65	0	0	1	0	12	0	2	0	0	0	0	0	0	2	80
山武市	54	13	29	42	12	54	7	0	3	0	18	0	0	0	0	0	0	0	4	4	86
いすみ市	31	6	16	22	9	31	3	0	3	1	11	0	0	0	0	0	0	0	2	2	51
酒々井町	14	4	9	13	1	14	0	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	21
神崎町	5	2	3	5	0	5	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8

支援の実施者	取扱 実人数	来所・巡回別			相談内容											合計											
		来所		巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	その他					小計										
		面接	書類									計	特児	相談 援助	職 再評価			強行	障害程 度区分	その他							
多古町	10	2	6	8	2	10	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	18	
東庄町	8	0	5	5	3	8	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
大網白里市	40	20	20	40	0	39	4	0	0	4	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	68
九十九里町	15	1	11	12	3	15	2	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
芝山町	4	2	1	3	1	4	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
横芝光町	16	3	7	10	6	16	2	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
一宮町	7	2	5	7	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
睦沢町	11	1	9	10	1	11	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
長生村	13	5	7	12	1	13	2	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	23	
白子町	9	4	5	9	0	9	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
長柄町	2	1	1	2	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
長南町	12	4	7	11	1	12	1	0	0	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
大多喜町	17	1	10	11	6	17	5	0	0	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32
御宿町	5	2	3	5	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
鋸南町	4	0	3	3	1	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	2,242	605	1,360	1,965	277	2,229	127	0	131	65	677	6	62	0	1	0	0	0	0	82	145	3,380					
松戸市	235	97	136	233	2	253	0	0	0	0	1	0	9	0	0	0	0	0	0	2	11	265					
野田市	103	45	56	101	2	118	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	4	122					
柏市	240	89	151	240	0	256	0	0	1	0	4	0	7	0	0	0	0	0	0	1	8	269					
流山市	69	30	39	69	0	71	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6	78					
我孫子市	106	39	66	105	1	113	0	0	0	0	1	0	4	17	0	0	0	0	0	0	21	135					
鎌ヶ谷市	61	20	39	59	2	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69					
印西市	60	29	31	60	0	65	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	5	70					
白井市	33	15	18	33	0	40	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	44					
栄町	24	12	12	24	0	28	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	29					
管轄外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
小計	931	376	548	924	7	1,013	0	0	1	0	10	0	31	21	0	0	0	0	0	5	57	1,081					
合計	3,173	981	1,908	2,889	284	3,242	127	0	132	65	687	6	93	21	1	0	0	0	0	87	202	4,461					

(5) 判定実施状況

	区分	判定内容				計
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	
中央	来所	164	1,954	0	0	2,118
	巡回	59	276	0	0	335
	計	223	2,230	0	0	2,453
東葛飾	来所	84	918	0	0	1,002
	巡回	0	7	0	0	7
	計	84	925	0	0	1,009
合計	来所	248	2,872	0	0	3,120
	巡回	59	283	0	0	342
	計	307	3,155	0	0	3,462

(6) 判定書等交付件数

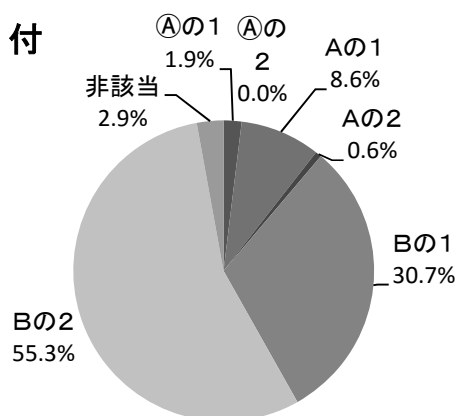
	区分	判定内容			計
		障害程度区分	療育手帳	その他	
中央	来所	0	1,953	881	2,834
	巡回	0	276	6	282
	計	0	2,229	887	3,116
東葛飾	来所	0	918	287	1,205
	巡回	0	7	0	7
	計	0	925	287	1,212
合計	来所	0	2,871	1,168	4,039
	巡回	0	283	6	289
	計	0	3,154	1,174	4,328

※その他は特別児童扶養手当、障害年金に伴う情報提供等

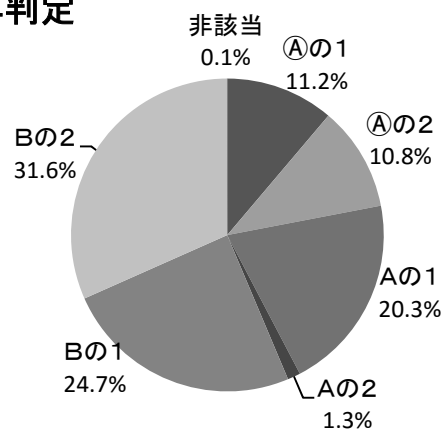
(7) 療育手帳障害程度別交付・再判定状況

		㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
中央	交付	3	0	20	2	72	126	8	231
	再判定	252	209	411	26	488	610	2	1,998
	計	255	209	431	28	560	736	10	2,229
東葛飾	交付	3	0	7	0	24	47	1	82
	再判定	66	98	167	11	214	287	0	843
	計	69	98	174	11	238	334	1	925
合計	交付	6	0	27	2	96	173	9	313
	再判定	318	307	578	37	702	897	2	2,841
	計	324	307	605	39	798	1,070	11	3,154

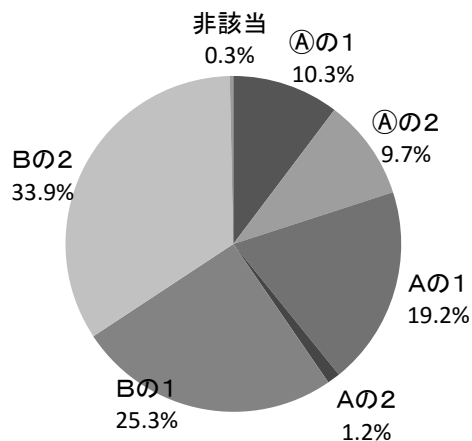
交付



再判定

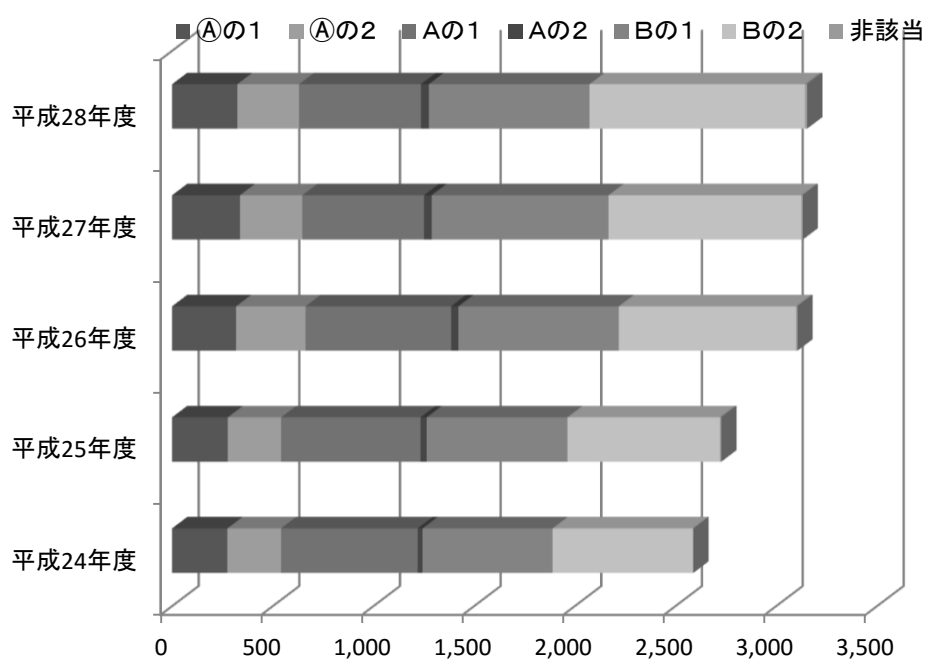


計



(8) 療育手帳年度別判定状況

	㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
平成24年度	275	266	679	24	646	696	4	2,590
平成25年度	277	265	692	31	699	757	7	2,728
平成26年度	318	345	723	36	797	880	7	3,106
平成27年度	337	310	604	38	879	957	7	3,132
平成28年度	324	307	605	39	798	1,070	11	3,154



(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況

実施年月日	対象地域	実施人員			委託援護実施者
		新規	継続	計	
H29. 1. 20	富津市	0	1	1	富津市
				0	
				0	
				0	

※東葛飾：H28年度該当なし

(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計

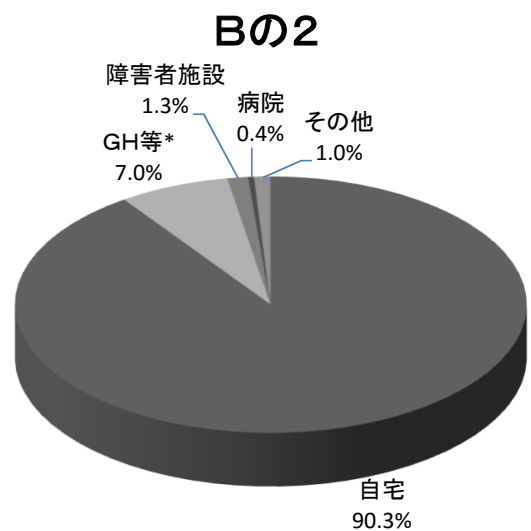
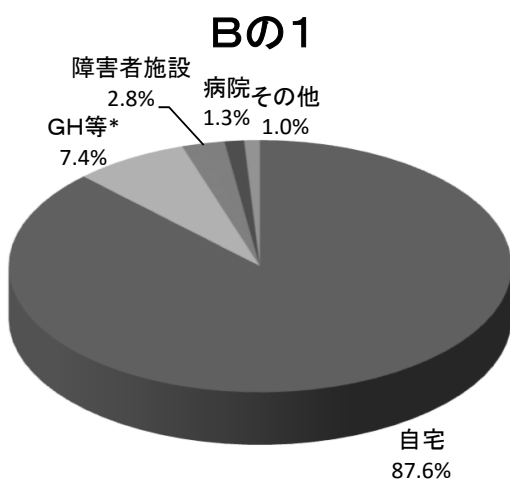
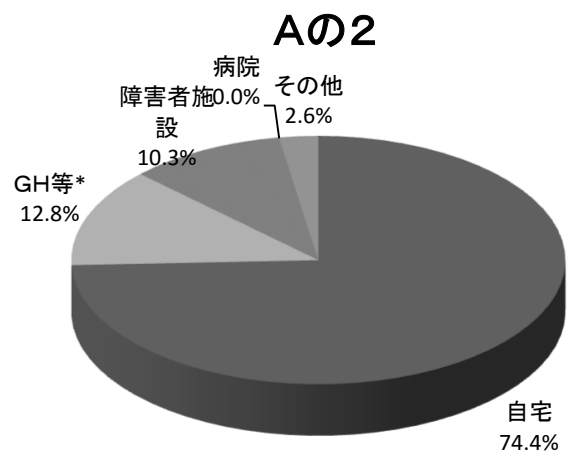
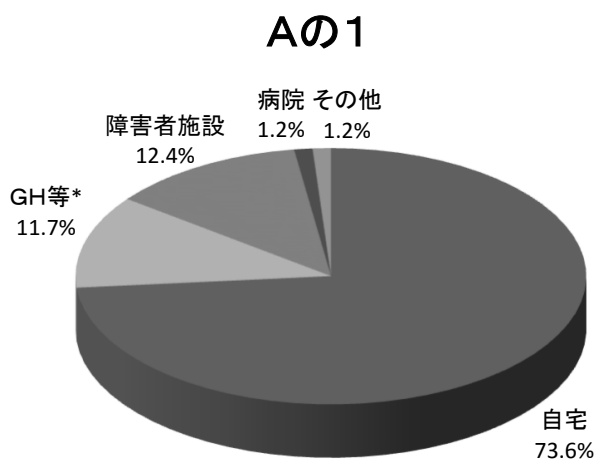
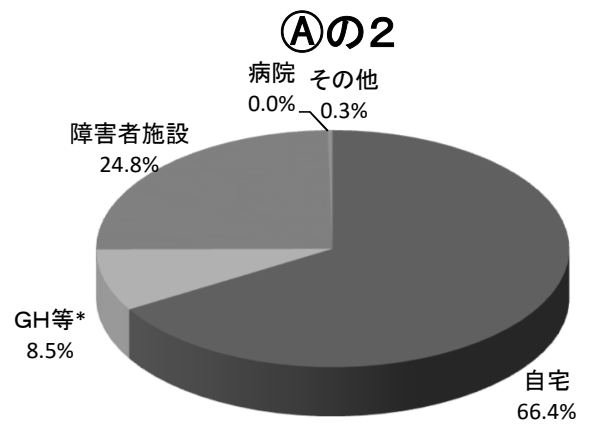
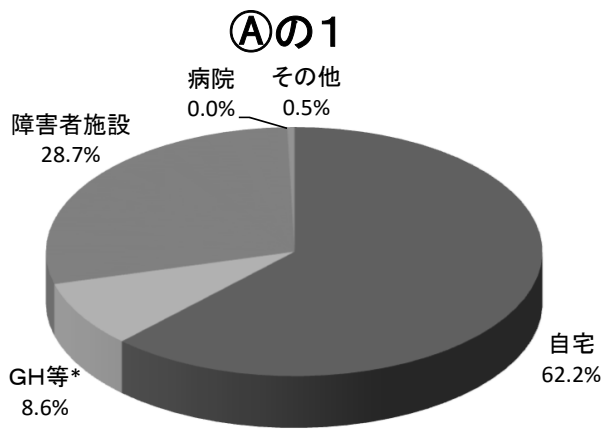
区分	総合評価・意見	委託期間		計
		3年未満	3年以上	
1	雇用に切り換えることを検討する時期と考えられる			0
2	まだ指導を継続する必要があると考えられる	1	0	1
3	他の処遇が適当と考えられる			0
合計		1	0	1

※東葛飾：H28年度該当なし

(11) 住まいの場

		自宅	GH等*	障害者施設	病院	その他	計
㊤の1	中央	149	6	89	10	1	255
	東葛飾	40	4	22	3	0	69
小計		130	18	60	0	1	324
㊤の2	中央	130	18	60	0	1	209
	東葛飾	74	8	16	0	0	98
小計		204	26	76	0	1	307
Aの1	中央	317	47	57	4	6	431
	東葛飾	128	24	18	3	1	174
小計		445	71	75	7	7	605
Aの2	中央	21	3	3	0	1	28
	東葛飾	8	2	1	0	0	11
小計		29	5	4	0	1	39
Bの1	中央	489	42	14	8	7	560
	東葛飾	210	17	8	2	1	238
小計		699	59	22	10	8	798
Bの2	中央	660	55	10	2	9	736
	東葛飾	306	20	4	2	2	334
小計		966	75	14	4	11	1,070
計	中央	1,766	171	233	24	25	2,219
	東葛飾	766	75	69	10	4	924
合計		2,532	246	302	34	29	3,143

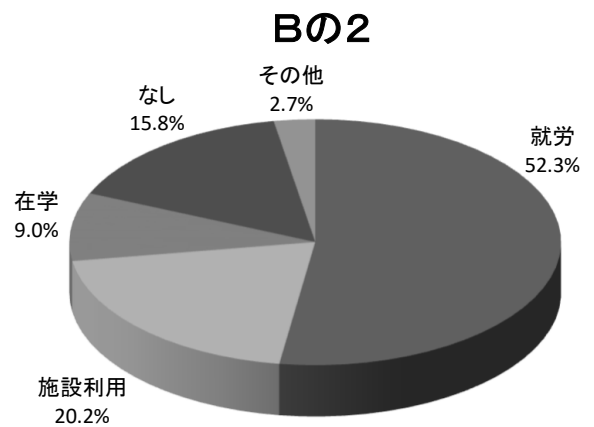
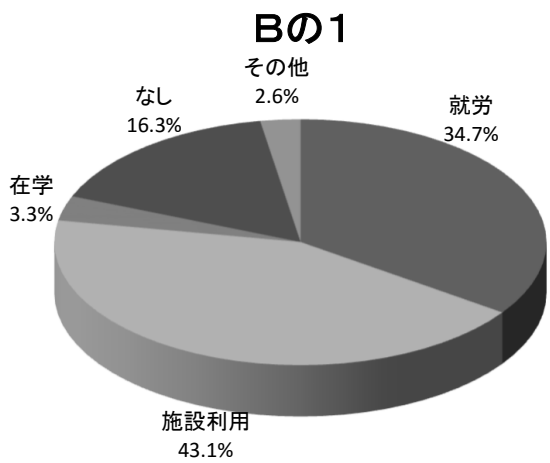
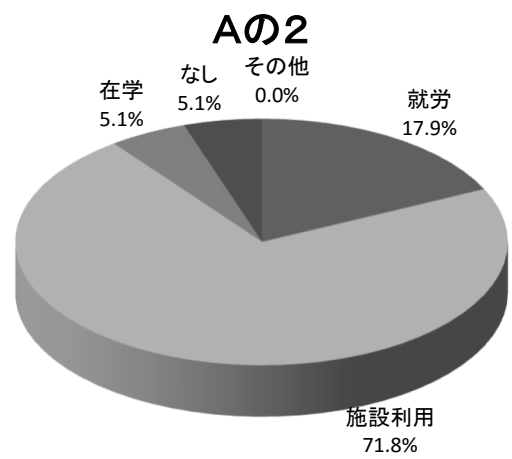
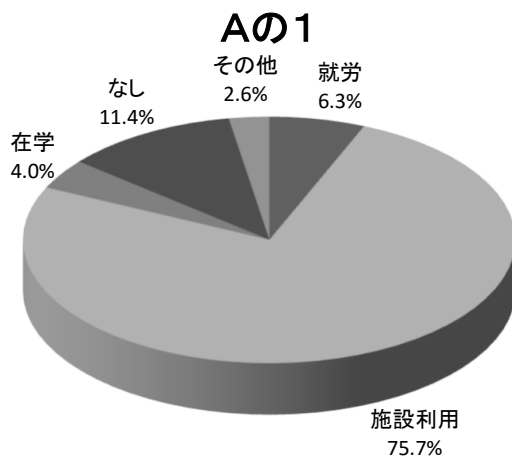
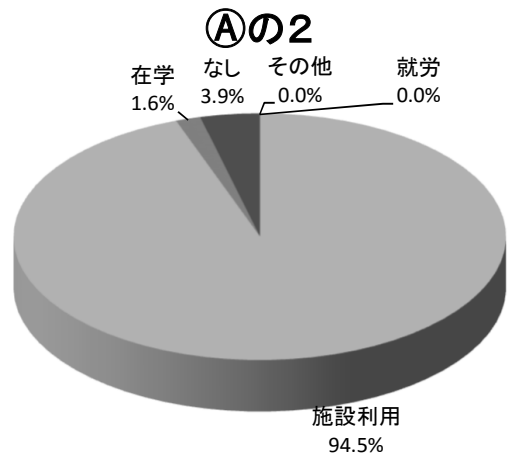
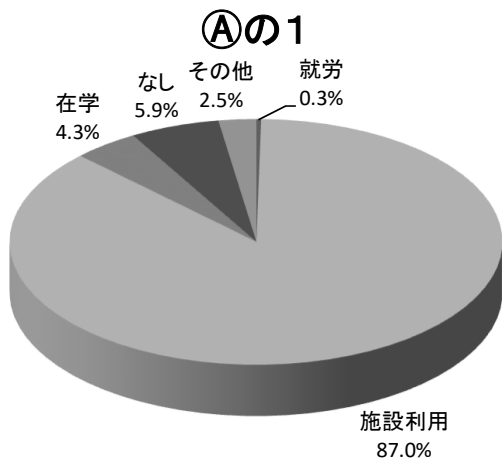
*グループホーム等



*グループホーム等

(12) 日中活動の場

		就労	施設利用	在学	なし	その他	計
㉠の1	中央	1	224	10	15	5	255
	東葛飾	0	58	4	4	3	69
小計		1	282	14	19	8	324
㉠の2	中央	0	196	3	10	0	209
	東葛飾	0	94	2	2	0	98
小計		0	290	5	12	0	307
Aの1	中央	31	318	15	54	13	431
	東葛飾	7	140	9	15	3	174
小計		38	458	24	69	16	605
Aの2	中央	5	19	2	2	0	28
	東葛飾	2	9	0	0	0	11
小計		7	28	2	2	0	39
Bの1	中央	197	229	15	101	18	560
	東葛飾	80	115	11	29	3	238
小計		277	344	26	130	21	798
Bの2	中央	385	152	54	121	24	736
	東葛飾	175	64	42	48	5	334
小計		560	216	96	169	29	1,070
計	中央	619	1,138	99	303	60	2,219
	東葛飾	264	480	68	98	14	924
合計		883	1,618	167	401	74	3,143



<参 考>

療育手帳所有者数（名）

区 分	重 度	中 度	軽 度	計
18歳以上	10,414	6,221	7,305	23,940
18歳未満	2,705	2,140	4,907	9,752
計	13,119	8,361	12,212	33,692

（千葉県を除く）県障害福祉課調* 平成29年3月31日現在

知的障害名簿登録数（件）

18歳以上	18歳未満	計
24,081	9,870	33,951

（千葉県を除く）県障害福祉課調* 平成29年3月31日現在

*現障害者福祉推進課（平成29年4月改編）



IV 障害のある人もない人も共に
暮らしやすい千葉県づくり条例関係



1 障害のある人への差別や虐待に関する相談

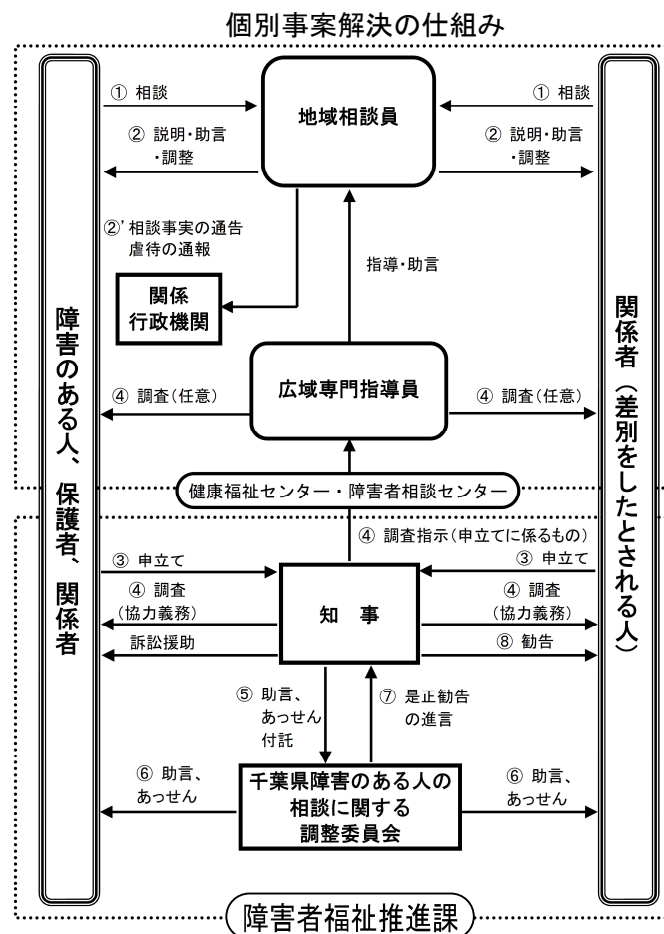
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進めることで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された全国初の条例であり、平成19年7月から施行されている。

条例に基づき、各健康福祉センター及び障害者相談センターには広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

また、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や、福祉・雇用・教育など様々な分野に関して優れた識見を持つ方が、地域相談員として知事に委嘱されており地域の身近な窓口として相談に応じている。

地域相談員や広域専門指導員は、差別に関する相談を受けた場合には、公正な第三者的立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、双方の意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討する。

なお、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月から施行されている。



また、障害のある人に対する虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県障害福祉事業課（平成29年度から）に障害者権利擁護センターが設置されており、差別と虐待の問題は密接に関連していることが多いという点を考慮して、障害者相談センターでも虐待に関する相談を受け、市町村や県権利擁護センターに適切に引き継ぐ等の対応を図っている。

なお、中央障害者相談センターでは千葉圏域（千葉市）及び船橋圏域（船橋市）を、東葛飾障害者相談センターでは、柏圏域（柏市・我孫子市）の相談を担当している。

(1) 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談や県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。また、知事に委嘱された地域相談員と連携を図って相談に応じている。

障害者差別相談状況

(単位：件)

区分	差別等相談活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他			
千葉圏域（千葉市）										
平成26年度	46	36	0	3	3	3	1	0	147	102
平成27年度	87	72	0	8	4	1	2	3	111	94
平成28年度	90	71	0	12	1	0	6	1	45	148
船橋圏域（船橋市）										
平成26年度	29	8	3	3	15	0	0	2	148	93
平成27年度	44	13	0	9	22	0	0	4	139	119
平成28年度	49	20	0	6	23	0	0	3	143	80
柏圏域（柏市・我孫子市）										
平成26年度	45	28	1	5	7	4	0	2	28	18
平成27年度	74	56	3	4	6	5	0	2	42	36
平成28年度	64	24	4	6	24	3	3	3	54	31

(2) 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

地域相談員委嘱状況

(単位：人)

	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
千葉圏域（千葉市）						
平成 26 年度	49	12	25	86	45	41
平成 27 年度	44	11	20	75	39	36
平成 28 年度	44	12	20	76	39	37
船橋圏域（船橋市）						
平成 26 年度	17	6	9	32	15	17
平成 27 年度	16	6	9	31	15	16
平成 28 年度	16	5	9	30	14	16
柏圏域（柏市・我孫子市）						
平成 26 年度	18	8	9	35	18	17
平成 27 年度	18	8	8	34	17	17
平成 28 年度	18	8	9	35	17	18
柏 市	12	6	7	25	13	12
我孫子市	6	2	2	10	4	6



V 参 考 资 料



1 人工透析審査委員会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく人工透析に関する自立支援医療（更生医療）（以下「更生医療」という。）の要否を審査するとともに、同法19条の6に規定する更生医療にかかわる指定自立支援医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達するため、中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に人工透析審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第3条 委員会は、委員3名をもって構成する。

(委員及び任期)

第4条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師で人工透析療法に精通する者及び千葉県医師会の理事等のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。
2 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。
2 委員長は委員の互選による。
3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は月1回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の持ち回り審査で処理することとする。〈持ち回り分は、次回の委員会で報告する。〉

(審査内容)

第7条 委員会は、更生医療を開始又は継続することの妥当性及び開始時期について審査する。

(審査方法)

第8条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。
(1) 新たに人工透析を受けなければならなくなったため、更生医療の給付を申請した者。（現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、更生医療の給付を申請した者を含む。）
(2) 人工透析を受けている者であって、治療の内容を変更する者。
(3) 更生医療により透析療法を継続している者。
2 審査の時期は、前項第1号及び第2号に掲げるものについてはその都度、同項第3号に掲げるものについては年1回行うものとする。

(指導監督)

第9条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定自立支援医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等を検査し、必要な指導を行うことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附則)

この要綱は、昭和56年9月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、昭和59年10月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

2 障害程度審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 知事は、身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、審査を行うための機関として中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に障害程度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 相談センター所長。
- (2) 別表に掲げる障害種別を担当する医師。
 - 2 前項第2号に規定する医師は、相談センターの職員たる医師又は嘱託医師をもって充てる。

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(審査内容)

第4条 審査委員会は、身体障害者更正相談所設置運営基準（身体障害者更正相談所の設置及び運営について：平成15年3月25日付け障発第0325001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の7（1）に基づき、相談センターに対して県本庁から医学的意見について求めのあった案件及び事項について審査する。

(委員会の開催)

第5条 審査委員会は、知事から依頼があった案件及び事項の状況に応じて、相談センター所長が適宜開催する。

- 2 審査委員会は、相談センター所長及び審査すべき案件を直接担当する医師のみをもって開催することができる。
- 3 審査委員会は、前項の規定により開催され決定された意見を審査委員会の意見とする。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 2月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 6月19日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

別 表

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 視 覚 障 害 | ・ 呼 吸 器 機 能 障 害 |
| ・ 聴 覚 障 害 | ・ ぼうこう又は直腸機能障害 |
| ・ 平 衡 機 能 障 害 | ・ 小 腸 機 能 障 害 |
| ・ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 | ・ ヒト免疫不全ウイルス |
| ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 | による免疫機能障害 |
| ・ 肢 体 不 自 由 | ・ 肝 臓 機 能 障 害 |
| ・ 心 臓 機 能 障 害 | |
| ・ 腎 臓 機 能 障 害 | |

3 補聴器適合精密判定実施要領

1 趣旨

聴覚障害者に対する身体障害者福祉法認定補聴器（以下「認定補聴器」と略す。）の場合出力等 J I S 規格に適合したものである。しかし、補聴器の音質については J I S の規程にないため、メーカーにより違いが存在する。この特性の違いは、特に感音性難聴の場合無視できず、認定補聴器であっても、メーカーにより聞き取り易さに違いが出てくる。

そこで、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」と略す。）では、聴覚障害者で中途失聴等により初めて補聴器を使用しようとする者や、現在使用中の補聴器がうまく適合していない者に対しより有効な補聴器を選択し、日常生活の向上を図ることを目的として、補聴器適合精密判定（以下「精密判定」と略す。）を実施する。

2 実施対象者

以下の各号に該当する者

- (1) 身体障害者手帳所有者。
- (2) 精密判定のため相談センターまで来所可能な者。
- (3) 相談センターで必要と認め本人の同意が得られた者。

3 精密判定概要

(1) 第1段階

- | | |
|-----------|--|
| 1 基礎検査 | ア 標準純音聴力検査（気導・骨導）
イ リクルートメント（補充現象）検査（S I S I 検査）
ウ 語音聴力検査（域値・弁別） |
| 2 補聴器装用検査 | ア 語音聴力検査
イ 騒音下会話聴取検査 |
| 3 2器種選択 | 1, 2の結果により2器種選択
日常生活での使用結果について、チェックリストに記入を依頼する。 |

(2) 第2段階

- 1 標準純音聴力検査
- 2 補聴器装用検査
- 3 チェックリストの検討
- 4 機種決定（本人選択による。）

(3) 第3段階（第2段階から1ヶ月後）

- 1 標準純音聴力検査
- 2 補聴器使用状況についてチェック
- 3 1, 2の結果異常がなければ終了
※ 補聴器再使用の場合、1を省略し、電話にて実施することもある。

(4) アンケート（第3段階から6ヶ月後）

補聴器の使用状況をチェック

4 精密判定の申込み

市福祉事務所又は町村身体障害者福祉担当課からの精密判定依頼により受け付ける。様式は、従来からの判定依頼書による。

5 精密判定実施対象者の決定

補聴器の適合状況を考慮し、1ヶ月10名の範囲内で相談センターが決定する。

6 実施日

障害者の都合も考慮し、相談センターが指定する。

7 精密判定開始日

昭和55年 7月 1日より開始する。

4 障害者相談援助事業実施要領

1 目的

この事業は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「センター」という。）が、身体障害者及び知的障害者等の更生援護に関し、市町村、施設及びその他の関係機関等（以下「援護の関係者」という。）からの求めに応じ、日常業務について専門的な相談及び専門的・技術的な援助等（以下「相談及び援助」という。）を実施することにより、援護水準の一層の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施

この事業は、次の各号の一に該当する場合に実施する。

- (1) 市町村及びその他の相談機関から援護の実施に関し、相談及び援助を求められた場合。
- (2) 施設から利用者の支援等について相談及び援助を求められた場合。
- (3) その他、事業目的達成のため援護の関係者に対し相談及び援助が必要な場合。

3 担当

この事業は、センターの専門スタッフの医師、看護師、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、理学療法士及び言語聴覚士が担当する。また、必要により、センターは外部の専門スタッフを依頼する。

4 事業内容

- (1) 援護（更生）計画の策定が困難な者に対する相談及び援助。
- (2) 心理的要因により、対応することが困難な者に対する相談及び援助。
- (3) 重複障害のため、様々な評価検討により本人像を的確に把握する必要がある者に対する相談及び援助。
- (4) 各分野の専門スタッフによる長期にわたる評価検討の必要のある者に対する相談及び援助。
- (5) 他法の援護サービスとの調整を巡る相談及び援助。
- (6) 相談及び援助の事例検討を通じ援護水準の向上を目的とした研修の実施。
- (7) その他、支援に困難をきたしている者に対する相談及び援助。

5 依頼

援護の関係者は、本事業をセンターに依頼する場合「障害者相談援助事業依頼書」（様式相1）を管轄するセンターへ提出する。

6 実施方法

この事業は、訪問及び来所により実施する。センターの福祉司は、他の専門スタッフ及び援護の関係者等と連絡調整の上、援助内容の検討及び日程調整を行う。

7 依頼の取り下げ

依頼を取り下げる場合は、「取下げ書」（様式相2）により取り下げるものとする。

8 その他

この要領は、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325001号）」及び「知的障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325002号）」第2-1に基づくものである。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

※ 様式は省略。

5 障害福祉研修会実施要領

(目的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者処遇の質的向上を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）とする。

(参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

(開催回数)

第4条 年2回を原則とする。（身体障害者の部、知的障害者の部各1回）

(幹事会)

第5条 第1条の目的を達成するため、相談センターに幹事会を設置する。

2 幹事会は別表により選出された機関をもって構成し、幹事の任期は1年とする。

3 相談センターは、常任幹事として幹事会の構成員とする。

4 幹事会はその必要に応じ、相談センターが招集する。

5 幹事会は、第6条の研修内容等について、意見を述べるものとする。

(研修内容)

第6条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。

2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて幹事会の意見を参考として、相談センターが定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

別表 障害福祉研修会 幹事機関表（輪番制）

ブロック (機関数)	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
A (5)	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B (6)	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市
C (3)	栄町	印西市	白井市	栄町	印西市
D (6)	佐倉市	四街道市	八街市	富里市	酒々井町
E (4)	香取市	神崎町	多古町	東庄町	香取市
F (3)	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市
G (6)	大網白里市	九十九里町	芝山町	横芝光町	東金市
H (7)	白子町	長柄町	長南町	茂原市	一宮町
I (4)	大多喜町	御宿町	勝浦市	いすみ市	大多喜町
J (4)	鴨川市	南房総市	鋸南町	館山市	鴨川市
K (5)	袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市

ブロック (機関数)	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度	平成37年度 2025年度
A (5)	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B (6)	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市
C (3)	白井市	栄町	印西市	白井市	栄町
D (6)	成田市	佐倉市	四街道市	八街市	富里市
E (4)	神崎町	多古町	東庄町	香取市	神崎町
F (3)	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市
G (6)	山武市	大網白里市	九十九里町	芝山町	横芝光町
H (7)	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
I (4)	御宿町	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
J (4)	南房総市	鋸南町	館山市	鴨川市	南房総市
K (5)	袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市

障害福祉研修会 年間予定

区分	主催	名称	開催時期
知的障害関係	中央・東葛飾 (各所開催)	市町村職員事務説明会	5月 (計2回)
身体障害関係	中央・東葛飾 (各所開催)	市町村職員事務説明会	5月、9月 (計3回)
知的障害関係	東葛飾	障害福祉研修会	12月
身体障害関係 知的障害関係	中央・東葛飾 (共催)	障害福祉研修会	2月